

## 第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会 次第

日時：平成25年4月22日（月）

午後1時～午後3時

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

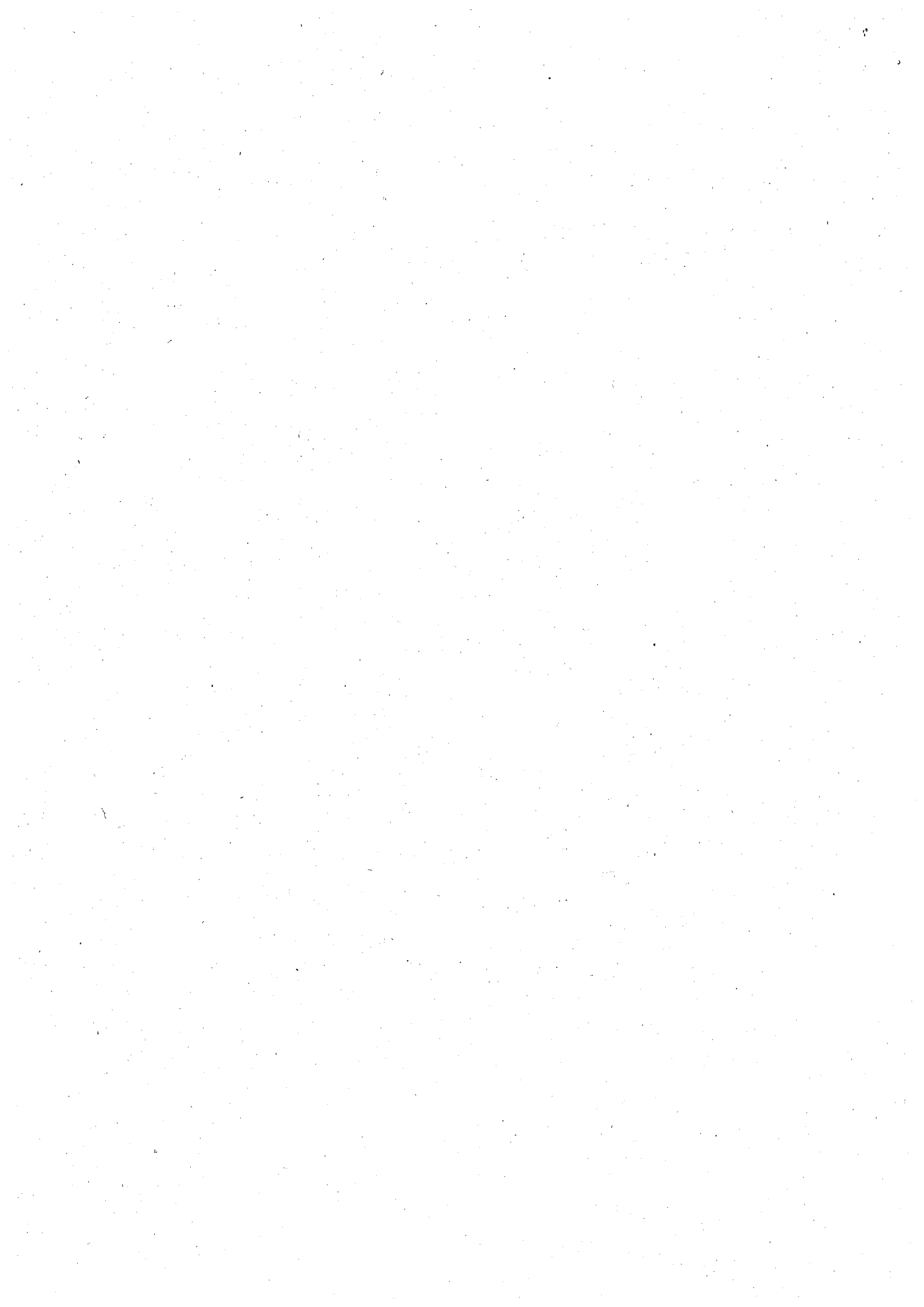
- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会議の趣旨、スケジュール説明
- 4 委員の自己紹介
- 5 座長選出
- 6 鳥取県の意味疎通支援事業等の現状について
- 7 意見交換
- 8 閉会

鳥取県手話言語条例(仮称)研究会 委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部准教授	相澤 直子
	(財)全日本ろうあ連盟理事	西滝 憲彦
	(財)全日本ろうあ連盟監事	中西 久美子
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会理事	戸羽 伸一
	コミュニケーション支援センターふくろうセンター長	石橋 大吾
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会代表者	星見 安鶴子
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子
	鳥取県社会福祉協議会地域福祉部長	小林 良守
商工団体	鳥取商工会議所専務理事	大谷 芳徳
行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子
	鳥取県教育委員会事務局次長	山本 仁志
	鳥取県立聾学校長	後藤 裕明
事務局	日本財団公益・ボランティア支援グループ長	石井 靖乃
	鳥取県障がい福祉課長	日野 力
オブザーバー	(財)全日本ろうあ連盟	鳴原 理恵
	鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長	諸家 紀子

## 第1回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会 資料目次

- 1 知事定例記者会見（2013年4月11日）抜すい  
・・・ P1～P7
- 2 鳥取県の将来ビジョン（抜すい）・・・ P8～P11
- 3 鳥取県における意思疎通支援事業の現状について  
・・・ P12～P17
- 4 海外の手話関係法（冊子「みんなでつくる手話言語法、付録資料  
（2011、全日本ろうあ連盟）より引用）  
・・・ P18～P25
- 5 日本手話言語法案（「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書（2  
012、全日本聾啞連盟）より引用）  
・・・ P26～P29



## 知事定例記者会見（2013年4月11日）【手話言語条例（仮称）関連部分のみ抜すい】

平成25年4月11日（木）午前10時～、県政記者室（県庁3階）

### （報告事項）

1～7 略

8 手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討

9～10 略

### （質疑事項）

11 手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討

12～15 略

## 8 手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討

### 知事

こういうグリーンウェイブの後には、来年は障がい者のことを取り上げようと、今、準備を進めているところであります。文化芸術祭をやろうというふうを考えております。この障がい者関連では、このたび特別支援の〔琴の浦〕高等〔特別支援〕学校がオープンをしました。子供たちも元気な顔で登校し始めたわけでありまして、成果が出ればなと期待をしております。あいサポート運動も順調に10万人台に乗ってきて、さらに長野や奈良等にも広がってきているという状況であります。

そういう中で、まだまだ対策が必要なのかなと思われる分野もあります。実は〔（財）全日本ろうあ連盟及び〕〔鳥取県〕ろうあ〔団体〕連〔合会〕の皆様方と意見交換をしたときに強調されておられましたのは、やっぱり手話というのは大切な言語であり、大切な文化なわけですね。しかし、そここのところのきちんとした枠組みができてないんじゃないかということをおっしゃられます。私ども鳥取県は、実は全国に先駆けまして、手話は言語文化であるということを、先ほど申しました改定作業をしようとしている将来ビジョンの中で既にうたっている唯一の県であります。その手話が言語文化であると言ってきた鳥取県でございますけれども、さらにもう一步進めて、手話言語条例とか手話促進条例とでも言うべき手話条例の制定を検討したらどうだろうかなというふうを考えております。これは、そうした関係者の方の強い思いがあります。

実は世界中がそういうふう動き始めておりまして、2000年にフィンランドの憲法が改正をされました。その中で手話について規定もなされています。手話というのは大切なアクセス手段なわけですね。これがないと社会との接点ができない方々がおられるわけです。我々は健常者としてこのような言語文化を口と耳で持っていますけれども、口と耳以外の言語文化というのは当然あるわけでありまして。それを正面から我々も考える必要があるんじゃないかなと思います。したがいま

して、そういうフィンランドの動きなどが出てきたのも、当然ながら時代の流れであります。さらにハンガリーなど、法律で手話は言語であると。その活用が十分に図れる環境づくりをするという法律がつくられています。

日本でも手話言語法を制定すべきという議論があります。〔(財)全]日本ろうあ連〔盟〕を初めとして、そういう主張を高々と掲げられてやっておられるわけですが、なかなか国会での議論が進まないようでございます。我々は今、将来ビジョンの中でこの手話を位置づけておりますけれども、そういう意味で、国のほうの法律ということ以前に、地方のイニシアチブとして条例で手話についての位置づけをするということがあっていいんじゃないだろうかというふうに思います。

実はこういうようなことで、そういう関係者の方々、障がい者の方々と議論を重ねておりましたら、これは〔公益財団法人〕日本財団という組織でありますけれども、日本財団がこの研究に協力したいという申し出が出てきました。そこで、そういう日本全体を今後考えていく一つの方向性かなと思いますので、そういう日本財団とも協力をして、共同研究として手話言語条例、手話促進条例とでも言うべき手話条例について、まずは研究をしてみてもはどうだろうかというふうに考えております。

もちろん条例等のそういう中でということになれば、これは議会や住民の皆様と十分議論を重ねながら進めていくべきものでありまして、時間をかけて議論していくことにはなりますが、まずはそういう研究に入ってはどうかかなと思います。

これは、来週になるとは思いますけれども、日本財団の理事長さんがこの件で鳥取に来られるということにもなりましたので、そういう方向性について話し合いたいと考えているところであります。

## 11 手話言語条例（仮称）の制定に向けた検討

山陰中央新報 榊井映志 記者

すみません、手話のことでお尋ねしようと思ったんですけども、その手話条例という考え方としては、例えば公的な機関とか、民間もかもですが、いろいろな情報発信をするに当たって、手話でアクセスできるように義務づけるというようなイメージのものなんでしょうか。

知事

それはハンガリーの法律等もそうですけれども、完全な義務づけ等はなかなか難しいかもしれません。ですから、そういう環境づくりをしましよというふうなことかなと思います。

ただ、ポイントになりますのは、手話はいわばランゲージ、言語の一種であると。英語で言えばサインランゲージという言葉を与えるわけですね。こういうサイン。サインによりまして伝える言葉であると。しかし、我々健常者の世界ですと、こういう言葉の、音声上の言語にあふれていますので、それが当たり前だと思いがちなんですが、全く静かな世界に生きる人たちにとっては、言葉を失ってしまった状態になるわけですね。そのサインランゲージないし手話というの、それぞれの国ごとにやっぱり発達した言語でありまして、いわば言語としての市民権を与える、そういうことが関係者では切望されて久しいわけです。なかなか国がそのチャンネルを開いてくれないというもどかしさを感じておられるわけですね。我々鳥取県としては、これはいち早く、もう6年ほど、5年前ぐらいになりますかね、5年前に将来ビジョンをつくりましたときに、東部、中部、西部を回りながら県民の皆様が将来ビジョンとして共通の未来像で描きたいことということ、意見を出してもらって回ったわけです。そのときに障がい者の方のほうから強烈に手話をやっぱり言語として認知すべきだと、こういう御意見が出ました。そこで我々は将来ビジョンの中で現場主義に基づきまして、手話は言語文化であるということ、これを明記をしたわけです。

これが実は全国のろうあ者の皆さんにとりまして希望の星的な意味合いを持っているんですね。鳥取県は全国で唯一、手話を言語文化として認めている県だというふうに言われているわけです。この5年間、ずっとこの将来ビジョンを回してやってきて、徐々にそういう環境を整えたりということをやってきて、別に問題はないだろうと思いますので、もう一歩進めて、そういう条例の世界の中でも規定を持ってもいいんじゃないかなと、全国に問いかける意味でも、我々として考えてもいいんじゃないかなと思います。

特に来年が、障がい者芸術文化祭を誘致しまして大々的に障がい者の皆さんとの共同参画を世界中にも訴えていきたいと思っているところでありますので、やはり我々としても、いわば自分たちの環境づくり、やはりそうしたのもも重要だろうと思いますので、今年度、考えてみたいテーマだと思っております。

ただ、これは先ほど申しましたように条例でありますから、いろんな方々の理解がないと進まないことでもありますので、まずはその研究に入りたいということです。

山陰中央新報 榊井映志 記者

いわゆる啓発的な条例ということですか。

知事

啓発じゃないです。ですから条例ですね。啓発ではありません。ですから、そこ

はだからやっぱり障がい者に対する理解がまだ残念ながら足りないんじゃないかと思うんですけども、まず障がい者の方にとって、これを重要なコミュニケーション手段、言語ないし言語に等しいものだと認めてもらいたいという切望があるわけです。それを我々のルールとして考えてもいいんじゃないかということですね。これが一つを中心課題です。

また、実際にそうした手話言語が使いやすい環境づくりというのを社会全体で進めていきたいと思います。それは罰則を設けてどうのこうのということではありませんけれども、そういう環境づくりをやるということを我々として方針を考えてもいいんじゃないかということですよ。

山陰中央新報 榎井映志 記者

仮に条例づくりをすすめるに当たって、それに対するハードルになるようなことって、どういったことが想定されるんでしょうか。

知事

これは研究してみたいということでありまして。これからそうしたいろんなメリット、デメリットということについては議論が出てくるんじゃないかなと思います。現実に国のほうは、もうかねてこういう手話言語法というものの制定を求められているんです、運動団体等から、障がい者の世界ではですね。しかし、これ超党派で議論されるようであっても、一向に前に進まないというところがあります。鳥取県として今まで既に将来ビジョンで手話を言語文化として位置づけてきた県として、突破口を開いてもいいんじゃないかなと私は思います。これについてはいろいろと、条例のことでありますので議論がありましようから、これからゆっくりに時間をかけて、いろんな方と議論していきたいと思っております。

NHK 月岡信行 記者

それを条例で設けているところというのは、例えば自治体レベルではほかにあるんでしょうか。

知事

一切ありません。これはもう都道府県、市町村通じてありません。国も、だからなぜちゅうちょしたのかよくわかりません。私たちも、将来ビジョンで位置づけましたので、手話を言語として尊重するという政策を展開してきて、何ら一向に支障はないと思っていますから、一歩進めてもいいんじゃないかなと思います。

NHK 月岡信行 記者

恐らく今後研究、検討していく上で、例えば手話をどういうふうにして教えていくのかとか、一般の人たちに普及させるとか、その辺のハードづくりというものも



あると思うんですが、その辺もやっぱり視野に入れるということですか。

知事

例えば我々でも今、あいサポート運動等も展開していきまして、手話も含めたPR活動をさせていただいております。全員が手話を使えるようにしようということではありません。これは、我々としてはそういうコミュニケーションとして使える、例えば災害の非常時、困ったとき、例を挙げていえば条例上位置づけるかどうかはともかくとして、そういう聾啞者の方を念頭に置いた、そういう手話を使える、そういうセンター機能を例えば東部、中部、西部等で設けて、そういうものを運営していく、それで災がい時情報等をそこから発信するとか、またいろんな困り事相談だとかができるような体制をつくるとか、そういうふうないろんな環境づくりが必要だと思うんですね。

学校で手話を教えるという意味ではありません。ただ、手話に親しむような教育の場があってもいいと思いますが。そういう意味で、だから公用語として手話を定めるとか、そういう単純なものを考えているわけではないわけでありまして、環境づくりということと、あと、大切なのは障がい者とともに生きていくという私たちの願い、これを法律的にも表現するというということではないかと思えます。

共同通信 田島沙羅 記者

すみません、日本財団との共同研究というのは、具体的にどういった内容をやっていかれるということなんでしょうか。

知事

ちょっと〔尾形〕理事長さんとも話してないんで何とも言えませんが、日本財団もかねてこういう手話を言語として認めることに非常に興味を持っておられた財団でありまして、実は我々、〔第14回全国〕障がい者芸術文化祭〔とっとり大会（仮称）〕とかを来年度〔平成26年度〕やろうというような計画もしておりますが、彼らとしても我々のところの将来ビジョンに興味を持たれておられた。私どもでそういういろんな障がい者の皆さんと話し合う中で、やっぱり条例について真剣に考えようかなと、こういうような構想を話しているということでありまして、日本財団側としても、ぜひ自分たちも一緒に研究させてもらいたいと、いいテストケースになりますので、鳥取県がそうすると。だから全国のモデルとして、日本財団としても研究をしたいと。

共同通信 田島沙羅 記者

盛り込む内容について検討していくというような場ではない。

知事

そうですね、盛り込む内容について検討すると。だから今、まだ世の中にそうい

う手話についての条例というのではないですから、そういうものを実際に我々が現場でやっていることとすり合わせをして、どういうものが考えられるかというのを、あちらもいろんなノウハウや人材がありません。正直申し上げて、私どもからすると、向こうには財源もありますので、県の予算なくしてもできるかなと思っています。

読売新聞 加藤あかね 記者

これ、知事がそこまで言われるということは、研究レベルではなくて、実際に制定を念頭に置いた具体的な検討に入ったという考え方でよろしいのでしょうか。

知事

検討に入る意味で研究会を設置するということです。

読売新聞 加藤あかね 記者

具体的なスケジュール感は。

知事

ですから、来年度に〔第14回全国障がい者〕芸術文化祭〔とっとり大会（仮称）〕を今考えています。これは全国といっても、私はもっとスケールアップしていいと思うんですね。先般も〔韓国〕江原道の知事とも議論したんですけども、あちらからも参画してもらおうとか、世界中でそういうアール・ブリュット〔障がい者などが自由に表現した芸術〕というのはやられていますので、それがむしろ芸術の主流でもあるかもしれません。ですから、私どもとしては、そういう意味で来年度〔平成26年度〕、ぜひ障がい者と健常者の共同参画をテーマにやりたいなと思っているんですね。その準備として、やっぱり少し我々としてもこれ、やっとなきゃいけないなというのの一つが、この手話の問題だと思っています。ですから今年度、ぜひ議論したいと思っています。

読売新聞 加藤あかね 記者

今年度中に、早ければ議会に提案するという可能性はありますか。

知事

そうですね、そういうこと、だから来年度〔平成26年度〕に向けた準備としてやっていきたいということです。

読売新聞 加藤あかね 記者

もう一つだけ。先ほども災害のときとかも含めて言われてましたけれども、具体的に条例をつくるというときに罰則を設けるものではないとおっしゃられているので、内容もこれから検討するということではあるんですけども、具体的に条例をつくることによって、どんな場面で、どういうふうな形で手話をもっとこう

位置づけたいと思われているのかという、その具体的内容をもう少しだけ、念頭にあることを教えていただきたいんですが。

知事

世界中で今、この手話を法律化しようという動きが来ています。これはヨーロッパから今、順次来ると言うんですね。今、ヨーロッパでここ、だから13年ほどの歴史です。まだ新しいテーマであります。その手話を法律化しようという動きの中でやられていることは、まず言語、コミュニケーション手段として、これの重要性を規定しています。それから、あとは環境づくり、手話を使いやすい環境づくり。この2つが大きな領域じゃないかなと思います。その辺のひな形を頭に置いて、我々としても法的に整備が必要なレベルはどういうものかなということを考えていきたいということですね。

山陰中央新報 榎井映志 記者

言語だという認識を広く県民に持ってもらうことで、どういようないいことがあると言ったらよろしいでしょうか。

知事

やはりひょっとすると頭の意識からおっこちてしまいますよね。手話でないと話がわからない人たちがいると。私たち、町なかを歩いて買い物に行っても、何か食事に行っても、時折そういう手話を使っておられる方に出会いますよね。理想を言えば、だんだんこういふことで地域社会、私は鳥取県というのは優しさのある地域社会だと思っていますので、ちょっとした手話ぐらいは使える時代になってくるんじゃないかなという期待をしております。そうやって徐々に健常者と障がい者の共同参画というのがレベルアップしていくというふうに考えています。

## 鳥取県の将来ビジョン

### みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」 ～心豊かな充実生活をめざして

県民、NPO、住民団体、企業、各団体等の知恵と力を結集して、地域・県外・国外と「顔が見えるネットワーク」を持ちながら様々な活動を行う活力にあふれる鳥取県。

そして、その活力を活かし、人生のあらゆるステージ（段階）において、豊かな自然・環境の中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることのできる鳥取県。

＝「活力 あんしん 鳥取県」を、県民とともに創ります。

## 目次

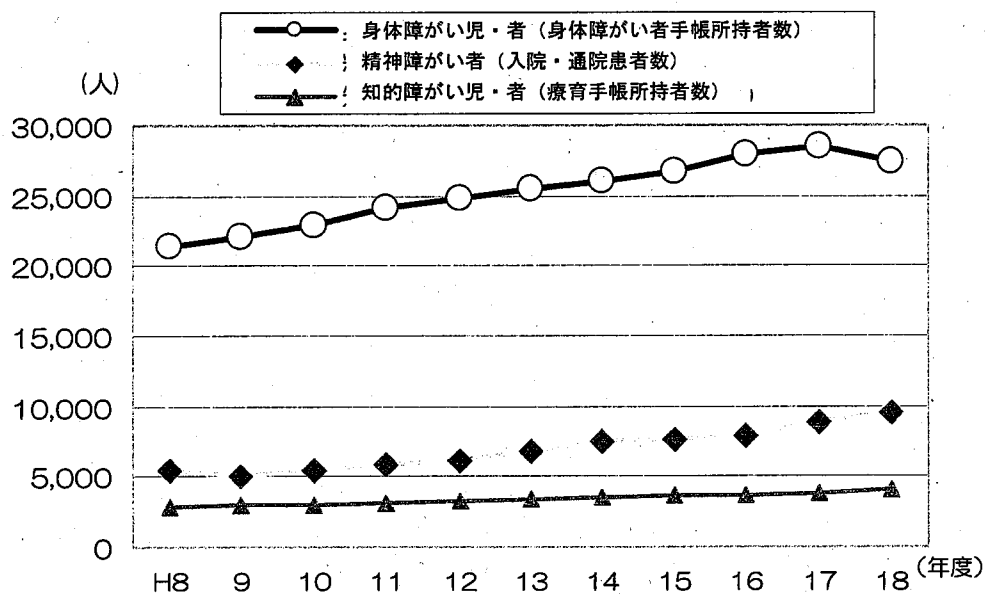
1	鳥取県の将来ビジョンの策定の趣旨・性格.....	- 1 -
2	時代の潮流・背景と鳥取県.....	- 2 -
3	将来ビジョン策定の視点.....	- 7 -
	(1) 鳥取県の置かれている厳しい現状の認識.....	- 7 -
	(2) 鳥取県の持つポテンシャル（潜在的な力）等と活路を見出す方向性.....	- 7 -
	(3) 人口減少社会への対応.....	- 11 -
	(4) 「地方分権」と「自立+連携」の視点.....	- 11 -
	(5) 県土のグランドデザイン（全体構想）.....	- 12 -
4	将来ビジョンを実現するための手法.....	- 14 -
	(1) 知恵と力の結集＝「顔が見えるネットワークで協働・連携」.....	- 14 -
	(2) 「人財」の養成＝鳥取県における「人づくり・教育」の重要性.....	- 15 -
	(3) 県の財政・組織運営.....	- 17 -
	(4) 情報公開、情報共有、情報発信等.....	- 18 -
	(5) 各主体の役割と連携.....	- 19 -
5	目指す鳥取県の姿.....	- 21 -
	＝みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」～心豊かな充実生活をめざして	
6	将来ビジョンの実現に向けた取組の方向性.....	- 24 -
	I 【ひらく】地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく.....	- 26 -
	II 【つなげる】様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力.....	- 45 -
	あふれる地域を創る	
	III 【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ.....	- 62 -
	IV 【楽しむ】いきいきと楽しみながら充実した生活を送る.....	- 77 -
	V 【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う.....	- 84 -
	VI 【育む】次代に向けて、躍動する「ひと」を育む.....	- 102 -

### (3-2)障がいのある方

#### 現状・課題

住み慣れた地域での暮らしを望む施設入所者や入院者の地域生活への移行が進んでいません。障がいのある方の地域生活を支えるシステムの整備と地域住民の理解が必要です。障がいのある方の多くが授産施設などの福祉施設を利用していますが、障がいのある方のニーズに応じたサービスが提供できているとは必ずしも言い難く、一般就労への移行も困難な状態です。また、自閉症等発達障がい児・者の一貫性のある支援体制の整備が十分ではありません。

県内の障がい児・者数等の推移



資料 県福祉保健部、厚生労働省「福祉行政報告例」

障がい児・者施設の整備状況

項目	鳥取県	全国	順位
身体障害者更生援護施設定員数 (人口1万人当たり、H17)	8.48人	4.88人	6
知的障害者援護施設定員数 (人口1万人当たり、H17)	24.66人	15.29人	4

資料 厚生労働省「社会福祉施設等調査」、総務省「国勢調査」

## 2 取組の方向性等

- ① 誰もがそれぞれの人格と個性を認め合い、尊重し合い、支え合うことによって、自己選択と自己決定の下に様々な分野に参加・参画することができる社会の実現を目指します。
- ② 障がいのある方が地域で自立して生活できるよう、地域社会の中にある住宅で共同生活をするグループホーム等の整備の支援、一般住宅への入居の支援や、社会資源として不足している事業所の創設の支援（就労移行支援事業等）等による一般就労への移行支援など、住居、就労、日中活動場等を充実します。
- ③ 地域における障がいに対する理解と施設に入所されている方の円滑な地域での生活の移行につながるよう、地域との交流を推進します。また、障がいのある方のニーズを踏まえ、入所者の社会的自立や地域生活への円滑な移行につながる、社会生活能力を高める支援を推進します。障害者施設については、入所される方の生活の質の向上を図ります。
- ④ 就労継続支援事業所（企業等に雇用されることが困難な障がいのある方に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所）、授産施設等における工賃水準を3倍に増やす計画の推進等により、就労継続支援事業所等で働く障がいのある方の就労意欲を醸成します。
- ⑤ 手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成していることに鑑み、手話通訳者等の確保・スキル（技術）の向上を図るほか、県民に手話がもっと身近なものとなるような環境整備を進めるなど、手話を必要とされる方が日常生活を送る上で十分なサービスを受け、社会参画ができる環境を整備します。また、視覚障がいのある方が必要な情報を入手することができるよう、点字図書を始め、点字、音声等による情報入手の充実を図るなど、障がいのある方の状況に応じたコミュニケーション手段を確保するとともに、障がいのある方が適切な教育を受けることにより、自己選択と自己決定により日常生活や社会参画ができる環境を整備します。
- ⑥ 障がいのある子どもが、安心して生活し、適切な支援を受け、自らの将来を選択・決定することのできる社会を目指します。
- ⑦ 発達障がいのある方のニーズに応じた支援手法の確立を目指す取組や、高次脳機能障害者支援普及事業（高次脳機能障害者支援拠点機関を設置し、社会復帰のための相談支援、医療と福祉が連携した支援ネットワークの構築等を行う取組）等を通じ、発達障がいを含め障がいのある方に対する福祉、保健、雇用、教育及び医療の連携した支援体制を構築します。
- ⑧ スポーツ、文化・芸術活動や余暇活動などにおける交流等を通じてネットワークを形成するとともに、理解を深め、認め合う機会をつくります。

## 鳥取県における意思疎通支援事業の現状について

平成25年4月22日  
障がい福祉課

### 1 「手話言語法(仮称)」を巡る動き

- 平成23年8月に障害者基本法が改正され、第3条「地域社会における共生等」において国内法として初めて、手話を言語として認める条文が新設された。

障害者基本法 抜すい

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 2 鳥取県における「意思疎通支援事業」の現状

- 「意思疎通支援事業」(※)は、県及び市町村が国事業「地域生活支援事業」として実施中。

(※手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業。県は催事やイベント等に係る派遣(団体派遣)を、市町村は個人の要請に基づく派遣を実施)

#### <手話通訳者設置・派遣事業>

手話通訳及び要約筆記の派遣事業などを行う。市町村は個人の要請に基づく派遣を、県は催事やイベント等に係る派遣を実施。

#### <聴覚障がい者相談員設置事業>

既存の相談機関等の利用が困難な聴覚に障がいがある方に対するきめ細やかな支援のため、東部、中部、西部の各圏域に各1名の「聴覚障がい者相談員」を設置。

#### <手話通訳者等養成研修事業>

各催事への参加希望の増加など高まる手話通訳や要約筆記派遣へのニーズに対して、必要な手話通訳者を確保するため、養成研修を実施。

手話通訳者数32名 手話奉仕員数53名 要約奉仕員数67名(H25.3月末時点)

#### <字幕ビデオライブラリー事業>

聴覚障がい者の知識や教養の向上のため字幕ビデオの作成と貸出しを実施。(⇒鳥取県ろうあ団体連合会の事務所内(ふれあい会館内)に配架し、貸出業務を委託)

#### <情報提供機器の導入>

各種催事等での聴覚障がい者への情報提供に必要な機器として、携帯型「磁気ループシステム」を導入。

- 「聴覚障がい者福祉研修会開催補助事業」など、手話にかかわる活動への助成を実施。
- 聴覚に障がいのある方が生活する上で極めて重要な意思疎通支援手段の確保を図るため、今後も市町村、団体(ろう連、ふくろう等)と連携して各事業を実施していく。

### 3 鳥取県議会の配信における手話通訳の導入

- 聴覚障がい者に対し、リアルタイムで情報保障ができる環境を整備するため、ケーブルテレビ及びインターネットで配信している鳥取県議会の本会議中継映像の中に、手話通訳の映像を挿入。
- 平成24年6月議会から実施。都道府県レベルでの実施はまだ少ない。(山梨県、東京都、熊本県など数県)



#### 4 「あいサポート運動」の取組と「あいサポーター研修」における手話講習の実施

- 「障がいを知り、共に生きる」を合言葉に、障がいのある方もない方も、一緒に暮らすことのできる、暖かい地域社会を築くため、平成21年11月から鳥取県独自の「あいサポート運動」を展開。
- この運動は、誰もが様々な障がいの特性や必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けを行おうとするもの。
- この運動では、聴覚に障がいのある方への理解を深めていただくため、手話による簡単な挨拶等を学ぶ講座も取り入れた「あいサポーター研修」を実施。
- 現在、多くの企業・団体も参加をいただき、12万人を超える「あいサポーター」が誕生している。  
⇒ あいサポーター数 121,218人 [平成25年3月末現在]  
(県内: 38,839人 県外: 82,379人)

#### 5 鳥取県における聴覚障がい者支援に関する課題等

##### (1) 聴覚障がい者情報提供施設が未設置

- ・身体障害者福祉法第34条により、聴覚障がい者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点施設として、国は全都道府県での設置を目指している。(現在36都道府県)
- ・県としては、まずは情報提供施設の機能を確保することとし、その業務をろうあ団体連合会、NPO法人ふくろう等に委託実施。
- ・平成24年度には未実施だった情報提供機器(磁気ループ)の貸出を実施することで全ての事業を補完する形となった。

##### (2) 意思疎通支援事業の地域間格差の解消が必要

- ・地域に応じた身近な支援のため、コミュニケーション支援事業においては、市町村の役割が大きくなっているが、手話通訳者等派遣事業の単価設定など地域間で差があるため、この解消に向けては、他市町村の取組を情報提供するなど、情報の共有化を図っていく。

→ 全国的に地域間格差を無くす為、全日本ろうあ連盟では国の委託を受けて「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」実施中。(鳥取県もオブザーバーで参加)

## 市町村別のろうあ者数

(※ろうあ者ということが、聴くことができず、話すこともできない方ということであれば、県として把握は困難。そのため、下記の数は身体障害者手帳における聴覚機能障がい者数を記載した。難聴者や中途失聴者が含まれるため、この数には、手話をされない方も含まれる。)

(平成24年3月末の聴覚機能障がい者数(=身体障害者手帳保持者))

市町村名	人数
鳥取市	1,124
米子市	559
倉吉市	247
境港市	124
岩美町	76
八頭町	122
若桜町	32
智頭町	64
湯梨浜町	88
三朝町	21
北栄町	67
琴浦町	93
南部町	64
伯耆町	59
日吉津村	11
大山町	130
日南町	40
日野町	35
江府町	22
合計	2,978

## 鳥取県における意思疎通支援事業の状況について

平成25年4月22日  
障がい福祉課

### 1 個人派遣事業（実施主体：市町村）（平成23年度実績：24,861千円）

地区名	実施形態	事業内容
東部地区	【鳥取市】鳥取市社協に委託 【八頭町】八頭町社協に委託（派遣調整のみ） 【岩美町・若桜町・智頭町】直営（派遣調整のみ）	個人が病院等を利用する際の手話通訳者の派遣調整を行う。
中部地区	【5市町】ふくろう（※）に委託	
西部地区	【9市町村】：ふくろうに委託	

### 2 団体派遣事業（実施主体：県）（平成25年度予算：2,732千円）

地区名	実施形態	事業内容
全地区	ふくろうに委託	催事やイベント等に係る手話通訳者の派遣調整を行う。

### 3 人材育成事業（実施主体：県）（平成25年度予算：16,978千円）

研修名	実施形態	事業内容
手話通訳者養成研修 要約筆記者養成研修	ふくろうに委託	手話通訳者等の養成研修・登録試験を実施し登録を行う。 その他の各種養成研修を実施
盲ろう者通訳・介助員養成研修	盲ろう者友の会に委託	

### 4 聴覚障害者相談員設置事業（実施主体：県）（平成25年度予算：17,867千円）

地区名	実施形態	事業内容
東部地区	鳥取県ろうあ団体連合会に委託	既存の相談機関等の利用が困難な聴覚障がい者に対する相談支援を行うため、「聴覚障がい者相談員」を設置する。（H17～19西部圏域のみ配置。H20～全圏域配置）
中部地区	ふくろうに委託	
西部地区		

### 5 字幕ビデオライブラリー製作・貸出事業（実施主体：県）（平成25年度予算：1,815千円）

地区名	実施形態	事業内容
全地区	（製作）聴覚障害者情報センター （貸出）鳥取県ろうあ団体連合会に委託	聴覚障がい者の知識や教養の向上のため、字幕入りビデオやDVDを制作し貸し出しを行う。

（※）特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろう

## 手話通訳者設置・派遣事業

障がい福祉課調査

通訳者設置事業(市役所・役場での窓口対応状況)			
市町村名	手話通訳者設置事業 (手話通訳者を市町村役場に設置)	手話通訳者派遣事業 を実施	備 考
鳥取市	○(市職員1名)	○	
米子市	○(市職員1名)	○	
倉吉市		○	
境港市		○	
岩美町		○	
八頭町		○	
若桜町		○	
智頭町		○	
湯梨浜町		○	
三朝町		○	
北栄町		○	
琴浦町		○	
南部町		○	
伯耆町		○	
日吉津村		○	
大山町		○	
日南町		○	
日野町		○	
江府町		○	
計(団体数)	2	19	

派遣事業
左記窓口対応を含む手話通訳者派遣事業の委託先等
鳥取市社協に委託
NPO法人ふくろうに委託
町が直営で事業実施
八頭町社協に委託
町が直営で事業実施
NPO法人ふくろうに委託

- 手話通訳者設置事業とは、手話通訳者を市町村役場に設置する事業(=地域生活支援事業の意思疎通支援事業)  
 ○手話通訳者派遣事業とは、聴覚障がい者から事前に派遣依頼を受けた市町村(又は受託団体)が手話通訳者を派遣する事業(=地域生活支援事業の意思疎通支援事業)

# 「あいサポート運動」について

## 1 鳥取県における取組みについて

### (1) 制度の目的、創設年月日

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を目指すことを目的として、平成21年11月28日に創設。

### (2) 「あいサポーター」とは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、「ちょっとした手助け」を実践する意欲のある人。（特別な技術の習得は不要。）  
【あいサポーター数（H25.3.31現在）】121,218人（うち鳥取県38,839人）

### (3) 「あいサポート企業・団体」とは

「あいサポート運動」を推進するため、職員を対象とした「あいサポーター研修」（簡単な手話研修を含む。）等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定する制度。平成22年1月8日に創設。

認定数（H25.3.31現在）	504企業・団体（うち鳥取県128企業・団体）
-----------------	-------------------------

### (4) あいサポート運動のこれまでの主な取組み

#### ア あいサポーター研修の実施

実施回数（H25.3.31現在）	1,009回
主な研修先	企業・団体、地域住民等主催の研修会等
研修内容	運動の概要説明、DVDの視聴、簡単な手話講習等

#### イ あいサポートメッセンジャー（民間等の研修講師）の養成

【あいサポートメッセンジャー数（H25.3.31現在）】645人（うち鳥取県214人）

#### ウ 障がいについての理解や配慮をまとめたミニパンフレット（B5版小冊子）の作成（平成22年4月作成）

#### エ あいサポート運動用DVDの作成（平成23年3月作成）

#### オ あいサポート運動の担い手である県内小学生に対する普及啓発を図るため、学校の授業で活用できる学習教材を作成し、平成25年3月に県内全小学校に配布（小学校指導者用「学習指導ガイド」、既存の運動DVDを再編集したDVD、児童配布用の「あいサポートストラップ」を作成）

## 2 今後（平成25年度）の取組み予定

### ア あいサポーターが地域でもう一步踏み込んだ実践が行えるよう「地域実践塾」の開催

### イ あいサポート企業・団体及びあいサポートメッセンジャー（研修講師）の取組を紹介した事例集の作成やあいサポートシンポジウム「障がいを知り、共に生きる（仮称）」を開催するなどして、更なる県民への普及啓発を図る。

### ウ 他県との連携を推進する。 など

## 【参考】鳥根県及び広島県との連携について

1 平成23年3月14日に鳥根県と、平成23年12月11日に広島県と、それぞれ両県間において「あいサポート運動の共同推進に関する協定」調印を行い、連携して「あいサポート運動」を推進。

### 2 具体的な連携事項について

①あいサポーターの共同管理、②あいサポートバッジ・パンフレットの共同使用、③あいサポート企業・団体の共同認定、④あいサポーター研修の連携（研修講師の共同養成、相互派遣）、⑤あいサポート運動の啓発に係る連携

本文で紹介した海外事例(P26～)に関する憲法・法律の抜粋

## ●フィンランド憲法(2000)

### 第17条(抜粋)

「手話を使用する人および障害により通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利は、法律によりこれを保障する」

The rights of persons using sign language and of persons in need of interpretation or translation aid owing to disability shall be guaranteed by an Act.

(財)全日本ろうあ連盟が英訳をもとに翻訳)

## ●ニュージーランド手話言語法(2006)

### 第3条 目的

本法は、以下の行為により、ニュージーランド手話の使用を促進及び維持することを目的とする。

- (a) ニュージーランド手話をニュージーランドの公用語であると宣言すること。及び
- (b) 法的手続きにおけるニュージーランド手話の使用を規定すること。及び
- (c) 法的手続きにおけるニュージーランド手話の通訳の能力基準を定めた規則を制定する権限を付与すること。及び
- (d) ニュージーランド手話の促進及び使用にあたり政府部門を導く原則を定めること。

### 3 Purpose

The purpose of this Act is to promote and maintain the use of New Zealand Sign Language by—

- (a) declaring New Zealand Sign Language to be an official language of New Zealand; and
- (b) providing for the use of New Zealand Sign Language in legal proceedings; and
- (c) empowering the making of regulations setting competency standards for the interpretation in legal proceedings of New Zealand Sign Language; and
- (d) stating principles to guide government departments in the promotion and use of New Zealand Sign Language.

### 第4条 解釈

本法において、文脈上他の意味が必要でないかぎり、ろう社会とは、以下を意味する。

- (a) ろう者であり、かつ第一言語または希望言語としてニュージーランド手話を使用する人々の別個の言語的及び文化的グループ、及び

- (b) ろう者であり、かつ(a)項に記載する人々のグループに分類される人々

政府部門とは、1975年オンブズマン法の別表1の第1章に記載された政府の部門を意味する。

### 4 Interpretation

In this Act, unless the context otherwise requires,—  
**Deaf community** means—

- (a) the distinct linguistic and cultural group of people who are deaf and who use New Zealand Sign Language as their first or preferred language; and

- (b) people who are deaf and who identify with the group of people referred to in paragraph(a)

**government department** means a government department named in Part 1 of Schedule 1 of the Ombudsmen Act 1975

ニュージーランド手話に関し、通訳とは、以下を意味する。

(a) 英語もしくはマオリ語又は両方の言語で話された言葉をニュージーランド手話で表現すること。及び

(b) ニュージーランド手話で表現されたメッセージを英語若しくはマオリ語又は両方の言語を口頭で表現すること。

法的手続きとは、ろう社会にとって特に関心のあ  
る事項を調査及び報告するために必要な、以  
下の手続きを意味する。

(a) 別表に記載の裁判所又は審判所における  
法的手続き、及び

(b) 検死官の面前における法的手続き、及び

(c) 以下の面前における法的手続き

(i) 1908年調査委員会法に基づく調査委員会、  
又は

(ii) 制定法により、1908年調査委員会法に基づ  
く権限又は調査委員会の権限を有する審判所  
又はその他の機関

大臣とは、制定法に従い、首相の権限をもって、  
現時点で本法の施行につき責任を負う大臣を  
意味する。

ニュージーランド手話又はNZSLとは、ろう者で  
ある人々の別個の言語的及び文化的なグルー  
プのニュージーランドにおける第一言語又は希  
望言語である視覚言語及び身振り言語を意味  
する。

法的手続きに関し、裁判長とは、法的手続きの  
議長を務める裁判官又はその他の人を意味す  
る。

ニュージーランド手話に関し、翻訳とは、以下を  
意味する。

(a) ニュージーランド手話で表現されたメッセ  
ージを英語若しくはマオリ語又は両方の言語を書  
面で表現すること。及び

(b) 英語若しくはマオリ語又は両方の言語で書

**interpretation**, in relation to New Zealand Sign  
Language, means—

(a) the expression in New Zealand Sign Language of  
words spoken in English or Maori or both; and

(b) the oral expression in English or Maori or both  
of messages expressed in New Zealand Sign  
Language

**legal proceedings** means—

(a) proceedings before any court or tribunal named  
in the Schedule; and

(b) proceedings before any coroner; and

(c) proceedings before—

(i) a Commission of Inquiry under the Commissions  
of Inquiry Act 1908; or

(ii) a tribunal or other body having, by or pursuant to  
an enactment, the powers or any of the powers of  
a Commission of Inquiry under the Commissions of  
Inquiry Act 1908,—

that is required to inquire into and report upon any  
matter of particular interest to the Deaf community

**Minister** means, subject to any enactment, the  
Minister who is, with the authority of the Prime  
Minister, for the time being responsible for the  
administration of this Act

**New Zealand Sign Language or NZSL** means the  
visual and gestural language that is the first or  
preferred language in New Zealand of the distinct  
linguistic and cultural group of people who are deaf

**presiding officer**, in relation to any legal pro-  
ceedings, means the Judge or other person who is  
presiding over the proceedings

**translation**, in relation to New Zealand Sign  
Language, means—

(a) the written expression in English or Maori or  
both of messages expressed in New Zealand Sign  
Language; and

(b) the signed expression in New Zealand Sign

かれた言葉をニュージーランド手話で表現すること。

**第6条 ニュージーランドの公用語としての  
ニュージーランド手話**

ニュージーランド手話は、ニュージーランドの公用語であると宣言される。

**第7条 法的手続においてニュージーランド  
手話を使用する権利**

(1) あらゆる法的手続において、以下の人は、第一言語または希望言語がNZSL(ニュージーランド手話:事務局注)である場合には、ニュージーランド手話を使用することができる。

- (a) 法的手続が実施される裁判所、審判所又は機関のメンバー
- (b) あらゆる当事者又は証人
- (c) 法的手続きにおいて当事者を代表する弁護士又はその他の人
- (d) 裁判所の許可を得たその他の人

**第9条 原則**

(1) 政府部門は、自己の権能及び権限を行使するにあたり、合理的に実行可能なかぎり、以下の原則により導かれるべきである。

- (a) ろう社会は、NZSLに関する問題(例えば、NZSLの使用の促進など)につき意見を求められるべきである。
- (b) NZSLは、一般大衆に対する政府サービスの利用促進及び一般大衆に対する情報の提供にあたり使用されるべきである。
- (c) 政府サービス及び情報は、適切な方法(NZSLの使用など)を通じて、ろう社会がアクセスできるべきである。

Language of words written in English or Maori or both.

**6 New Zealand Sign Language to be an official language of New Zealand**

New Zealand Sign Language is declared to be an official language of New Zealand.

**7 Right to use New Zealand Sign Language in legal proceedings**

(1) In any legal proceedings, any of the following persons may use New Zealand Sign Language, where the person's first or preferred language is NZSL:

- (a) any member of the court, tribunal, or body before which the proceedings are being conducted;
- (b) any party or witness;
- (c) any counsel or other person representing a party in the proceedings;
- (d) any other person with leave of the presiding officer.

**9 Principles**

(1) A government department should, when exercising its functions and powers, be guided, so far as reasonably practicable, by the following principles:

- (a) the Deaf community should be consulted on matters relating to NZSL (including, for example, the promotion of the use of NZSL);
- (b) NZSL should be used in the promotion to the public of government services and in the provision of information to the public;
- (c) government services and information should be made accessible to the Deaf community through the use of appropriate means (including the use of NZSL).

(訳: 財団法人ろうあ連盟)



●ハンガリー手話及びハンガリー手話の使用に関する2009年法律 第125号

【前文】

ろう者及び盲ろう者はハンガリー社会において平等の権利を有する対等な構成員であることを考慮し、手話には文化及びコミュニティを形成する力があることを認め、ろう者及び盲ろう者の言語権を規定するため、また彼らの公共サービスへの平等なアクセスを保障するために、ハンガリー議会は、障害者の権利条約に従い、法律を次のとおり制定する。

Considering that deaf and deafblind persons are equal members of the Hungarian society having equal rights, recognizing the cultural and community building power of sign language, in order to lay down the linguistic rights of deaf and deafblind persons and ensure their equal access to public services, the Hungarian Parliament hereby adopts the following Act in accordance with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities:

総則

General provisions

第1条

Section 1

この法律は、ハンガリー手話の言語的地位を認知し、並びにろう者及び盲ろう者がハンガリー手話及び特別なコミュニケーションシステムを使用することができ、また政府負担の手話通訳サービスを利用することができるよう保障することを目的とする。

The purpose of this Act is to recognize the linguistic status of Hungarian Sign Language and to ensure that deaf and deafblind persons can use Hungarian Sign Language and special communication systems and have access to sign language interpreting services financed by the State.

第3条

Section 3

(1)ハンガリー共和国は、ハンガリー手話を独立した自然言語であると認める。

(1) The Republic of Hungary recognizes the Hungarian Sign Language as an independent natural language.

(2)ハンガリー手話使用者のコミュニティは、ハンガリー手話を使用し、発展させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を有する。

(2) The community of persons using the Hungarian Sign Language shall have the right to use, develop and preserve the Hungarian Sign Language, as well as to foster, extend and transmit deaf culture.

無料手話通訳サービス

Free sign language interpreting service

第4条

Section 4

(1)ハンガリー国民及びハンガリー共和国を自由に移動し居住する権利を有する者、あるいはハンガリーに定住した移民で、以下に該当する全てのろう者あるいは盲ろう者は、無料の手話通訳サービスを受けることができる(以下省略)

(1) Free sign language interpreting services shall be made available to any Hungarian citizen, any person having the right of free movement and residence, as well as any immigrant settled in Hungary who is deaf or deafblind and who ...

手話並びに特別な  
コミュニケーションシステムを  
使用するための学習にかかわる規則

第11条

ろう者及び盲ろう者は、ハンガリー手話及び個人のニーズに最も適した特別なコミュニケーションシステムを学習し、使用する機会が与えられる。

第12条

(1) ろう及び盲ろう児童・生徒のために設立された特別ニーズ教育・訓練機関(以下「特別ニーズ教育機関」)では、幼稚園教育の課程及び就学前教育の年から、ろうや盲ろうの児童に、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。

(2) 幼稚園教育及び／又は学校教育課程・訓練課程においては、以下の者に対してハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムの指導を用意することが義務付けられている。

a) 第1項の範囲に含まれない特別ニーズ教育機関に在籍しているろう者

b) 特別ニーズ教育機関の範囲にあてはまらない教育・訓練機関に在籍しているろうあるいは盲ろうの児童や生徒で、保護者から要請を受けた学校長が書面で申請した場合

ハンガリー手話の指導は関連する政令に従って、実施、費用負担される。

(3) ハンガリー手話は、手話を専門とする教師によって指導されなければならない。

(4) 特別なコミュニケーションシステムは、視覚障

Rules pertaining to learning  
the use of sign language and  
the special communication systems

Section 11

Deaf and deafblind persons shall be provided the opportunity to learn and use Hungarian Sign Language, as well as the special communication systems that best meet their individual requirements.

Section 12

(1) In special needs education and training institutions established for deaf and deafblind children/students (hereinafter referred to as special needs education institutions), in the course of kindergarten education and from the preparatory year of school-based education and training, it is compulsory to teach Hungarian Sign Language or a special communication system to deaf or deafblind children.

(2) In the course of kindergarten education and/or school-based education and training it is compulsory to organize the teaching of Hungarian Sign Language or a special communication system for

a) deaf persons in special needs education institutions who do not belong to the scope of Subsection (1),

b) deaf or deafblind children or students in education-training institutions, which do not belong to the scope of special needs education institutions, provided that the parent (guardian) requests so from the head of the institution in writing. The teaching of Hungarian Sign Language shall be organized and financed in compliance with the relevant Government Decree.

(3) Hungarian Sign Language shall be taught only by teachers specializing in sign language.

(4) Special communication systems shall be taught

害児教育あるいはろう教育を専門とする特別ニーズ教育の教師によって指導されなければならない。

### 第13条

公的財団は、以下に該当する児童の保護者から要請を受けた学校長が書面で申請した場合、最低5名の保護者を有する特別ニーズ教育機関の参加を得て、提出された書面文書に基づいて、ハンガリー手話及び特別なコミュニケーションシステムの研修コースを提供する。

- a) 早期教育課程に在籍中、あるいは
- b) 幼稚園教育課程に在籍中、あるいは生徒の身分を有する場合

### ろう児教育に関する特別な規則

#### 第14条

(1) ろう児は、保護者の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法によって早期教育を受けることができる。

(2) 保護者は、新学年が始まる90日前までに、上記第1項に関する決定について文書で表明しなければならない。

(3) 特別ニーズ教育機関は、ろう児及び盲ろう児の保護者から文書で要請があった場合、バイリンガル教育による幼稚園教育及び学校教育・訓練を提供しなければならない。

(4) 早期教育、幼稚園教育、学校教育・訓練におけるバイリンガル教育に基づいた指導は、学校教育法第17条に明記された資格を有する者で、高等教育機関発行の手話指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修コースを修了し

only by special needs teachers specializing in blind pedagogy or deaf pedagogy.

### Section 13

The Public Foundation – based on a written initiative forwarded by the special needs education institution – shall organize Hungarian Sign Language and special communication training courses with the involvement of the special needs education institution for at least 5 parents (guardians), if the parents (guardians) of deaf or deafblind children

- a) taking part in early development and care, or
- b) taking part in kindergarten education or having student status

request so from the head of the special needs education institution in writing.

### Special rules pertaining to the education of deaf children

#### Section 14

(1) A deaf child may take part in early development and care using, upon the decision of his/her parent (guardian), either the bilingual or the auditive-verbal method.

(2) The parent (guardian) shall make a written statement of his/her decision regarding Subsection (1) hereabove not later than 90 days prior to the beginning of the academic year.

(3) The special needs educational institution is required to provide kindergarten and school-based education and training also with the bilingual method for deaf and deafblind children, whose parents (guardians) request so in writing.

(4) Early development and care, kindergarten education, as well as school education and training based on the bilingual method shall be provided only by persons who hold the qualification specified in Section 17 of the Public Education Act, and who acquired a higher education qualification in

たことによる特定の資格を有する者のみがおこなうことができる。

(5) 学校教育法に従って設置された専門家及びリハビリテーション委員会は、保護者に対してバイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を提供する。

### 障害者の権利と機会均等に関する 1998年法律第26号の修正

#### 第16条

障害者法第6条を以下の条文中に置き換える：  
「第6条 障害者が、公益にかかわる情報及び障害者の権利や障害者に提供されるサービスについての情報を平等に利用できるようにすることを保障する。」

#### 第17条

障害者法の第12条に、以下の第4項を追記する。

「(4) 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、速やかに保護者に対し、利用可能な諸手当及び発達の可能性に関する情報を提供しなければならない。社会的平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。」

#### 第18条

障害者法第13条に以下の第3項を追記する。  
「(3) 未成年の障害児は、障害が認定され次第、遅滞なく早期教育を受ける権利を有する。」

sign language teaching or a specific qualification as a result of a special further training course on bilingual education organized in a higher education institution.

(5) The expert and rehabilitation committee appointed in accordance with the Public Education Act shall inform the parents(guardians) of the bilingual and the auditive-verbal methods of education.

### Amendment to Act XXVI of 1998 on the Rights and Equal Chances of Persons with Disabilities

#### Section 16

Section 6 of the Disabilities Act shall be replaced by the following provision:

“6. § Persons with disabilities shall be ensured equal access to information of public interest, as well as to information relating to the rights of disabled people and the services provided to them.”

#### Section 17

The following Subsection (4) shall be added to Section 12 of the Disabilities Act:

“(4) When establishing the disability of a minor person, the physician – or any other healthcare worker authorized by the physician – shall immediately inform the parent (guardian) of the available allowances and development opportunities. The minister responsible for promoting social equality shall provide for the publication of such information.”

#### Section 18

The following Subsection (3) shall be added to Section 13 of the Disabilities Act:

“(3) Minor children with disabilities shall have the right to early development without delay, as soon as their disabilities are established.”



## 国会議員の法的身分に関する 1990年法律第55号の修正

### 第19条

以下の第5項を、国会議員の法的身分に関する1990年法律第55号に追記する。

「(5) 国会議員は、国会のあらゆる会議、委員会、委員会内の役員会議において、本人の選択により、ハンガリー手話、またはあらゆる特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、国会が負担する。」

## ハンガリー欧州議会議員の 法的身分に関する 2004年法律第57号の修正

### 第20条

以下の第7項をハンガリー欧州議会議員2004年法律第57号の第15条に追記する。

「(7) 第16条の第1項および第2項で規定された権利を行使する際、議員は、本人の選択により、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。」

## Amendment to Act LV of 1990 on the Legal Status of Members of Parliament

### Section 19

The following Subsection (5) shall be added to Act LV of 1990 on the Legal Status of Members of Parliament:

“(5) A Member of Parliament may use the Hungarian Sign Language or any special communication system upon his/her own choice at any sessions of the Parliament, committee meetings, as well as the board meetings of committees. The Parliament shall provide for all costs of use of the Hungarian Sign Language or the special communication system.”

## Amendment to Act LVII of 2004 on the Legal Status of Hungarian Members of the European Parliament

### Section 20

The following Subsection (7) shall be added to Section 15 of Act LVII of 2004 on the Legal Status of Hungarian Members of the European Parliament:

“(7) When exercising their rights specified in Subsections (1) and (2) of Section 16, Members may use the Hungarian Sign Language or a special communication system upon their own choice. The Parliament shall provide for all costs of use of the Hungarian Sign Language or the special communication system.”

(財)全日本ろうあ連盟が英訳をもとに翻訳)

日本手話言語法案

第一章 総則

(目的)

第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」をいう。）を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話の獲得)

第5条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話を獲得する機会が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。

(手話の習得)

第6条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話を学習する機会を提供しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

### 第三章 手話の使用

(教育)

#### 第7条

ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。

2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ろう児(乳幼児を含む。)を対象とした特別支援教育等)

#### 第8条

国は、ろう児(乳幼児を含む。)の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児(乳幼児を含む。)を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児(乳幼児を含む。)の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信)

#### 第9条

ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等)

#### 第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業者が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業者の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

(政治参加)

#### 第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続)

#### 第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続(捜査段階から刑の執行終了までを含む。)において認められた基本的人権を享有し、手話を使用

する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

(労働及び雇用)

第13条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等)

第14条

ろう者は、その障害に基づく差別をうけることなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

(放送)

第15条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別をうけることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送機関及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ)

第16条

国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

#### 第四章 手話通訳制度

(手話通訳制度)

第17条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。

4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話通訳制度において必要とされる施策



## 第五章 手話審議会等

### (手話審議会)

#### 第18条

手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。

2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。

### (手話研究所)

#### 第19条

手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。

2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話の教科の開発
- 三 手話能力の評価方法の開発
- 四 手話に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

## 第六章 雑則

### (手話の日)

#### 第20条

国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

### (国際交流)

#### 第21条

国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

